

タクシー券・ガソリン費補助の申請をお忘れなく

タクシー券

令和元年度分の市外利用分補助の申請期限は4月30日(木)です。元年度にタクシー券の交付を受けている方には、3月下旬頃に2年度のタクシー券を郵送します。

ガソリン費補助

令和元年度分の請求書提出期限は3月31日(火)です。

【共通事項】

〒市役所 1階障害福祉課

☎ 2998-9116

☎ 2998-1147 に直接

◎施設に入所した方、3カ月以上入院している方は、補助対象外です。喪失届を提出してください。

タクシー券とガソリン費補助の切り替え

期間 4月1日(木)～30日(木) (期間外の切り替え不可)

切り替え	持ち物
タクシー券 ↓ ガソリン費補助	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者手帳 ▶ 運転者の運転免許証 (写し可) ▶ 車検証 (写し可) ▶ 障害者本人名義の金融機関の本店名・口座番号 ▶ タクシー補助認定証 ▶ 未使用の令和2年度タクシー券 ◎タクシー券を1枚でも使用した場合は、ガソリン費補助に切り替えできません。
ガソリン費補助 ↓ タクシー券	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者手帳 ▶ 印鑑 ▶ ガソリン費補助資格認定証

テレビの受信障害対策に協力
各携帯電話事業者による新しい電波(700MHz帯)利用開始に伴い、一部の世帯のテレビに受信障害が発生する恐れがあります。受信障害の可能性がある世帯には、受信障害700MHz利用推進協会がチラシを配ります。
◎対策・回復作業は無料です。詐欺や悪徳商法にご注意ください。
☎ 700MHzテレビ受信障害対策

計画の縦覧など
◆ 所沢都市計画下水道の変更(市決定)
1月27日付で告示した同計画の図書が縦覧できます。
変更区域 坂之下・南永井の各一部
場上下水道局庁舎3階下水道整備課
☎ 同課 ☎ 2921・1023

上下水道局給水管理課
☎ 2921・1082

上下水道局庁舎、市役所1階市政情報センター、市HP(Q水質検査)でご覧いただけます。ご意見をお待ちしています。

令和2年度水道水質検査計画を公表
上下水道局給水管理課 ☎ 2921・1082

日	当番店	電話番号
1日(日)	(有)平塚設備工業	2923-5778
7日(土)	(有)本田技管	2948-1300
8日(日)	(有)石和設備工業	2993-8108
14日(土)	(有)サンワ管工	2998-5844
15日(日)	城島設備工業(株)	2948-8737
20日(木)	(有)中村水道工事店	2992-0981
21日(土)	(株)小松屋管器	2922-3836
22日(日)	(有)マコト設備工業	2922-5578
28日(土)	(有)北田住設工業	2942-0020
29日(日)	(株)貫井産業	2993-0110

24時間(当日午前8時30分～翌日午前8時30分) 対応しています。当番店に直接ご連絡ください。

水漏れ当番店

不審な電話に注意!
不審な電話による詐欺被害を防ぐには、固定電話の留守番設定や防犯機能付き電話機が有効です。
☎ 所沢警察署 ☎ 2996・0110

3月1日(日)～7日(土)は春季全国火災予防運動
空気が乾燥し、火災の被害が大きくなりやすい季節です。令和元年中に発生した市内の火災件数は70件でした。主な出火原因は①たばこ②放火・放火の疑い③配線器具です。火災予防への協力をお願いします。
◆ 住宅用火災警報器普及啓発広報
住宅用火災警報器は、定期的に清掃・点検をしてください。電池寿命の目安は約10年です。
☎ 3月1日(日)午前10時～
場島忠ホームズ所沢店(小手指駅北口から徒歩12分)
☎ 所沢中央消防署予防指導課 ☎ 2929・9133、所沢東消防署予防指導課 ☎ 2998・1192

所沢警察署 ☎ 2996・0110

3月1日(日)～7日(土)は春季全国火災予防運動

不審な電話による詐欺被害を防ぐには、固定電話の留守番設定や防犯機能付き電話機が有効です。
☎ 所沢警察署 ☎ 2996・0110

3月1日(日)～7日(土)は春季全国火災予防運動

不審な電話による詐欺被害を防ぐには、固定電話の留守番設定や防犯機能付き電話機が有効です。
☎ 所沢警察署 ☎ 2996・0110

コールセンター ☎ 0120・700・012 (午前9時～午後10時) / つながらない場合は ☎ 050・3786・0700 (有料)

「トコろん」出沒情報
◆ 所沢市スポーツ大賞表彰式
3月7日(日)午前10時30分～正午
場市民体育館
◆ トコろん探偵団(7面参照)
3月8日(日)午前11時～午後3時
場日東会館/所沢まちづくりセンター
☎ 商業観光課 ☎ 2998・9155

採れたて! 農産物直売「とろざわ市」
3月10日(火)午前10時～午後3時 / 市役所別館前広場
3月24日(火)午前10時～午後3時 / 元町コミュニティ広場
☎ 農業振興課 ☎ 2998・9158

各メーカーが開発している安全運転サポート車や、後付けできる安全装置をご紹介します(試乗会ではありません)。
3月21日(土)午前10時～11時30分

地域福祉みらいフォーラム
3月15日(日)午後1時～4時
場ごごと福祉の未来館
◎会場に直接お越しください。
定先着150人
内 バイオリンとピアノによるオーブニング演奏、講演、地域活動実践者の活動発表、トークセッション、パネル展示
講 十文字学園女子大学教授・佐藤陽さん
☎ 地域福祉センター ☎ 2922・2115

市民のための憲章
昭和62年3月、市民一人一人が人の和とふれあいの心を大切にして、所沢を明るく住みよいまちにしようと、所沢市民憲章が制定されました。

物質的な豊かさから精神的な豊かさへの人々の意識の変化を背景に、有志の市民の皆さんの手で草案が作られた市民憲章。未来にわたる市民の精神的なよりどころとして、大切に守り伝えたいですね。

所沢市民憲章 (昭和62年3月制定)
所沢市は武蔵野台地の自然に恵まれ 鎌倉街道の拠点として発達し 日本人が初めて大空にはばたいた記念すべき街である
この歴史と環境の上に立ち 未来に向かってうろの文化都市をめざす人は市の誇りである
こころのふれあいを求め友情の輪をひろげよう
恵まれた自然はいのちの泉である
みどりを守りやすらぎの街を創ろう
こどもは市の宝である
胸深く刻まれるふるさとを伝えよう
所沢市は市民のためにある 一人ひとりが自らまちづくりを進めよう